

# 矢巾東小学校いじめ防止基本方針

令和8年3月改訂

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該児童が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童であれば心身の苦痛を感じるだろうという確かさが高いものも含む）をいう。

#### 「物理的影響」（矢巾町いじめ防止基本方針）

「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理強いさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2 いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるように、家庭・地域・及び関係機関等の協力を得ながら、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に組織的に取り組む。

いじめ防止のための基本的姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- (2) 児童・教職員の人権感覚を高める。
- (3) 校内において温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導・支援を行い、早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深める。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめられた側及びいじめた側、両方の児童並びにそれを取り巻く集団等に対して適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (4) いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

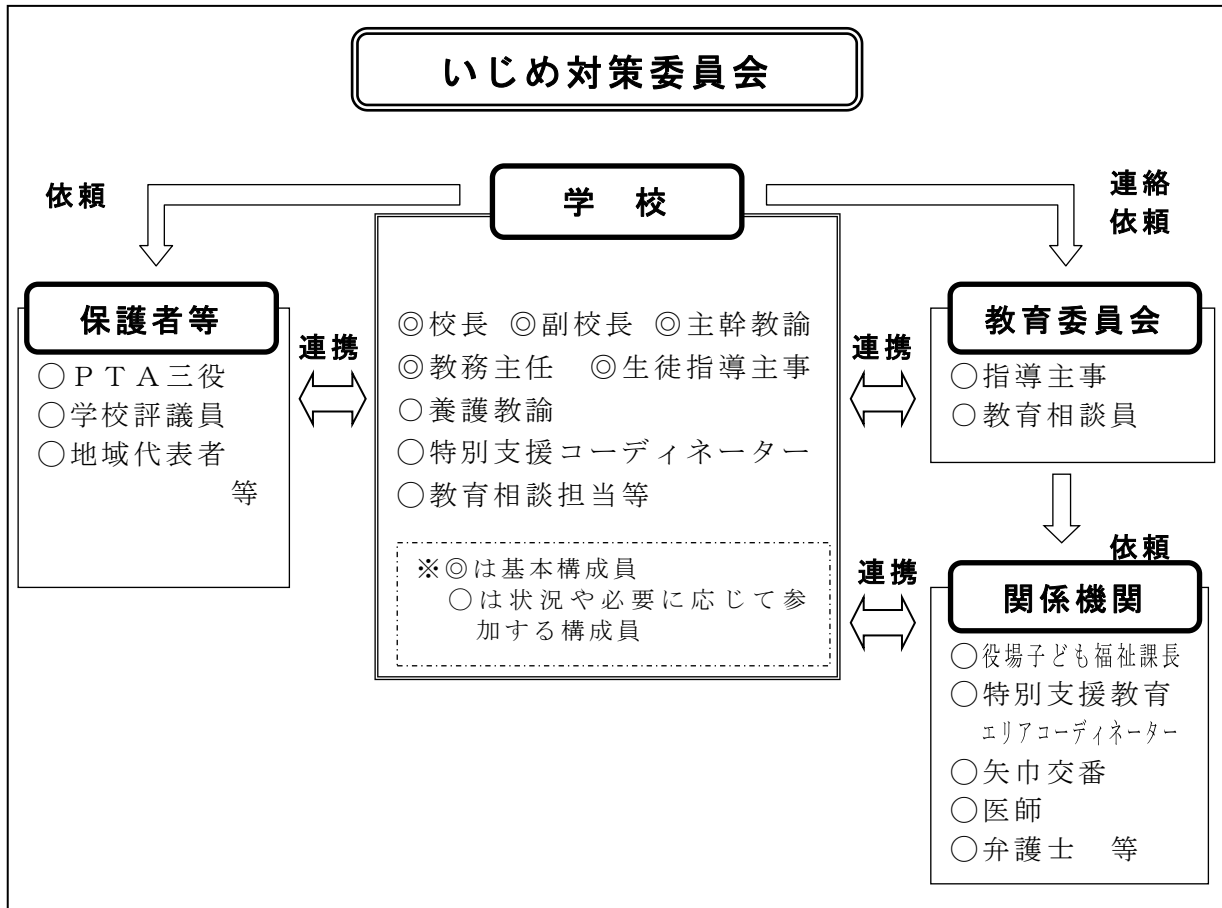
### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。（特別支援教育に関わる研修会、Q-U検査結果の分析及び学級作りに関わる研修会の実施）
- (3) 児童の豊かな情操を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育の充実を図る。
- (4) 心の通う人間関係能力を養い、教師と子ども、子どもどうしの信頼関係の構築に取り組む。（思いやり5の推進「スマイルあいさつ」「くん・さん付け」など）
- (5) いじめ防止に向け、児童が自主的に行う児童会活動を指導・支援する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との情報交換を行い、連携していじめ防止を図る。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) 構成



### (2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取組(Q-U結果の分析、全教職員による観察と情報交換)
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)

### (3) 開催時期

いじめ(いじめの疑いも含む)事案の発生時に緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

いじめの認定に関わっては、毎月、月末に定例のいじめ対策委員会を行う

## 3 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事
- (3) くん・さん付けの重点取組
- (4) 「スマイルあいさつ運動」の取組

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、生徒指導だよりを通じて保護者への理解と協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

## 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会(学級経営研修含む) 年2回
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断(学校評価) 年2回(7月、12月)
- (3) 教職員の言動が児童に及ぼす影響について研修し、指導力向上に努める。  
(人権アンケートの実施と活用)

# Ⅲ いじめの早期発見のための取組

## 1 いじめの早期発見のために

- (1) 日頃から教職員と児童が信頼関係を築く。
- (2) 日常の観察で児童の表情や行動の変化に配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等)
- (3) 周囲の児童が見て、いじめだと思った事案も、いじめととらえて対応する。
- (4) 休み時間、放課後においても児童の様子に目を配る。
- (5) 遊びやふざけあいなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 2 いじめアンケート及び教育相談等の実施

- いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。
- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査と聞き取り 年3回(6月、10月、2月)
  - (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(6月、10月)
  - (3) 児童を対象としたQ-Uの調査と分析 年2回(6月、11月)
  - (4) 心とからだの健康観察の結果分析

## 3 相談窓口の紹介

- 日常のいじめ相談(児童生徒及び保護者)・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談  
・・・・・・・・学校または紫波警察署生活安全課 019-671-0110

<各種関係機関相談窓口>

- 矢巾町ふれあい電話 矢巾町教育委員会・・・019-611-2644  
こころの窓・・・・・・・・019-611-2885
- 岩手県立総合教育センター ふれあい電話・・・・0198-27-2331
- 岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・・・・・019-623-7830  
メール相談アドレス・・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル・・・・・・・・0570-078310
- 自殺予防いのちの電話・・・・・・・・0120-735-556
- 子どもの人権ホットライン・・・・・・・・0120-007-110

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめの問題は特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得たり、関係機関・専門機関と連携したりして、対応にあたる。

\*いじめが「解消している状態」とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月は観察を続ける）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「生徒指導委員会」を開催し、事後の対応を協議する。
- (3) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、いじめを受けた児童またはいじめを行った児童を一定期間、別室等において学習を行わせるなど必要な対応を行う。
- (4) いじめを受けた児童ケア、また、いじめを行った児童に適切な指導をしていくために、必要に応じて全教職員、または外部組織と連携を図りながら、指導を行う。

### 3 いじめに関わった児童への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒指導委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、矢巾町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに紫波警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

### 5 警察との連携

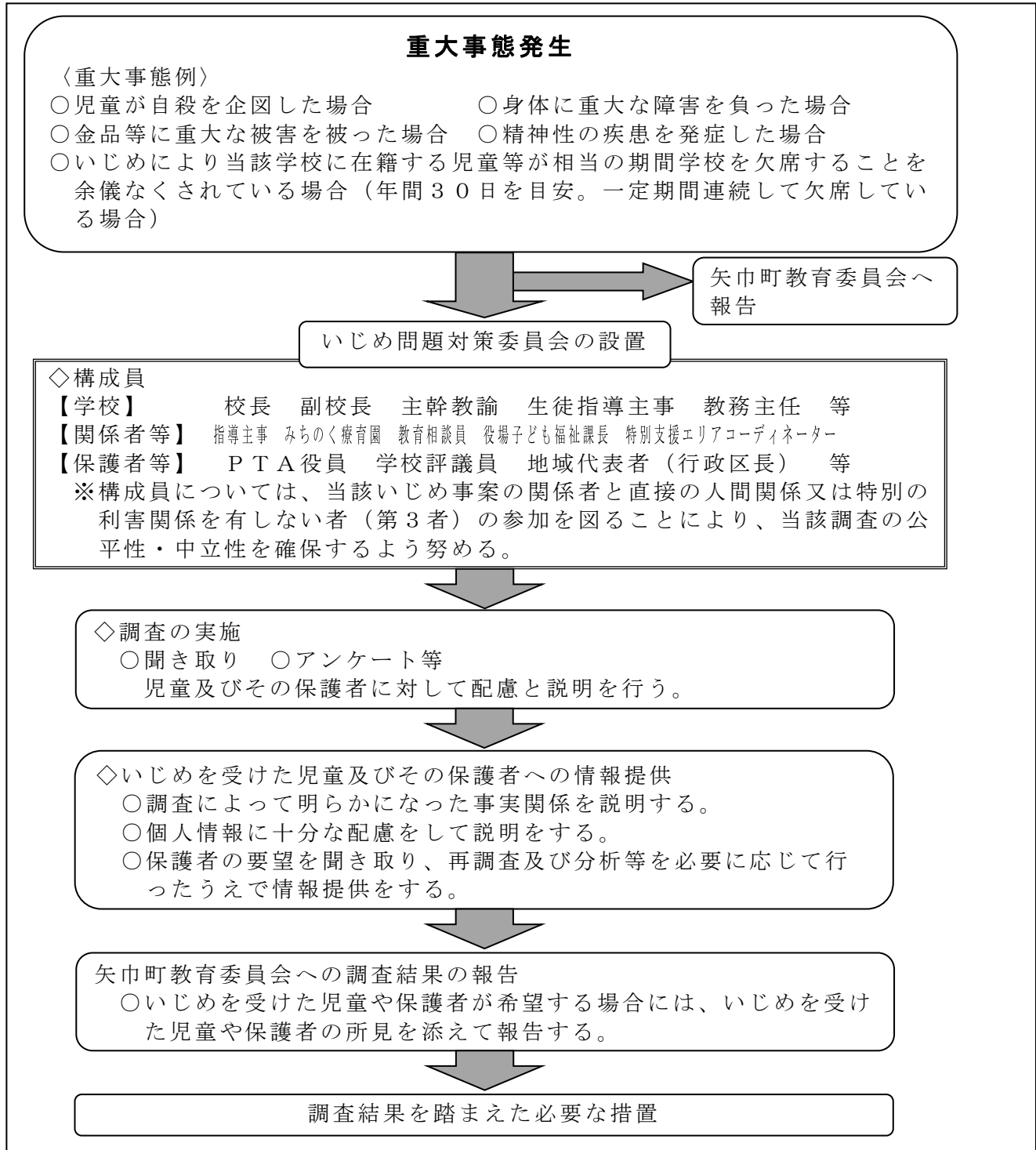
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、矢巾町教育委員会及び紫波警察署と連携して対処する。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※児童や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえる。

### 2 重大事態への対処（学校が調査の主体となる場合）



### 3 重大事態への対処（教育委員会が調査の主体となる場合）

矢巾町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

# VI いじめの防止等のための年間計画

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒指導委員会 ・基本方針 ・活動計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">P T A 総会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本的学習習慣づくり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">1年生をむかえる会 児童総会</div>	
5		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運動会等の取組による人間関係づくり</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家庭訪問</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">Q-U(児童) アンケート</div>
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育振興協議会 地区懇談会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">学校評議員会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宿泊研修等の取組による人間関係づくり</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校生活(児童) アンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"><b>学校評価及び いじめアンケート</b></div>
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒指導委員会 情報共有</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"><b>いじめ防止校内研修会 (Q-Uを活用した 学級経営研修会)</b></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ちょボラ活動</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">個別面談(児童)</div>
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校評議員 P T A 三役会</div>		
9		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学習発表会等の取組による人間関係づくり</div>	
10		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">思いやりを育む 道徳授業の実施</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校生活(児童) アンケート</div>
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育振興実践発表会</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><b>学校評価及び いじめアンケート</b></div>
12			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Q-U(児童) アンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">個別面談(児童)</div>
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校評議員 P T A 三役会</div>		
2		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権教室の実施1・3・5年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">6年生を送る会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・学校生活(児童) アンケート ・いじめアンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">個別面談(児童)</div>
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒指導委員会 ・本年度のまとめ ・来年度計画</div>		

◎ 事案発生時の対策委員会の緊急開催  
いじめ認定会議(毎月)

教育相談期間

日常の観察

教育相談期間

教育相談期間

## Ⅶ 学校評価

### 1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関する事
- いじめの早期発見にかかわる取組に関する事

### 2 学校の取組の検証体制

